

雫石町告示第67号

(仮称) 雫石町まちづくり協働推進条例策定検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年 4月24日

雫石町長 深谷 政光

(仮称) 雫石町まちづくり協働推進条例策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 雫石町における町民と行政の協働推進を目指し、協働のまちづくりについての基本原則を定める(仮称) 雫石町まちづくり協働推進条例(以下「協働推進条例」という。)を策定するため、(仮称) 雫石町まちづくり協働推進条例策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協働推進条例の策定に関すること。
- (2) 協働推進条例の策定に必要な連絡調整に関すること。
- (3) その他協働推進条例の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域コミュニティ組織から推薦された者
- (2) 産業関係団体、福祉関係団体及び教育関係団体から推薦された者
- (3) 地域づくり会議の会員
- (4) 学識経験者

2 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。委員長は学識経験者を充て、副委員長の選任は、委員の互選による。

3 委員の任期は、委員の委嘱の日から平成30年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、町長が招集する。

2 会議は、非開示情報が明らかになる場合その他正当な理由がある場合を除き、公開する。

3 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝金)

第5条 委員会の委員には、予算の範囲内において謝金を支給するものとする。

(検討チーム)

第6条 第2条に規定する事項についての調査、資料の作成等を行わせるため、委員会に検討チームを置く。

2 検討チームは、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する者をもって構成する。

(1) 総務課の職員

(2) 企画財政課の職員

(3) 教育委員会事務局生涯学習課の職員

(4) 地域おこし協力隊

(5) 前4号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、協働推進条例の制定の日をもって、その効力を失う。